

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

( 新設・拡充・延長・その他 )

No	4	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引き上げ		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入規定</li> <li>・特例措置の内容</li> </ul> <p>借り手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法人税法第52条第1項、同法施行令第96条第1項第3号</div>		
減収見込額	(初年度) ( — ) (平年度) ( — ) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>一定の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえて引き上げることにより、繰延税金資産の発生抑制により金融機関の自己資本の質の向上を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度上、会計と税務の貸倒損失計上の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は極めて限定的となっている。特に、借り手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（回収不能見込額）は、債権額から担保回収可能額を差し引いた額の50%と定められているが、実態を見ると、法的手続に入った場合、最終的にはほとんどが回収不能となっている。</p> <p>金融機関は、会計上の貸倒引当金のうち税務上損金算入できないものの一部を繰延税金資産として資産計上しているが、繰延税金資産は自己資本としては脆弱である点が指摘されている。本要望により、繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の質の向上に資する。より強固な金融システムを構築するためにも、実態と乖離した税務上の貸倒引当金の損金算入割合を見直すことが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

	政策体系における政策目的の位置付け	I－2. 金融システムの安定が確保されていること
合理性	政策の達成目標	金融機関の自己資本の質の向上を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現状、金融機関は、会計上の貸倒引当金のうち税務上損金算入できないものの一部を繰延税金資産として資産計上しており、これが金融機関の自己資本を形成している。繰延税金資産は自己資本としては脆弱である点が指摘されており、自己資本の質をより向上させる必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	現在、借り手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合に50%の損金算入規定を適用している会社が対象となるため、金融機関を中心として適用が行われる見込みである。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、金融機関が貸倒引当金に関して計上している繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の質の向上につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	本要望は、貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえたものとするものであり、実態に応じた課税上の取り扱いを行うものであることから、適切な課税の見地からも理解を得られる措置である。また、金融機関の自己資本の質の向上を通じて、政策目的である金融システムの安定確保に資するものである。

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当せず
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	平成 15 年度改正から要望している。